

## 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超える セシウムの検出に関する状況について

本事案は進行中の事案であるため、緊急の調査を行い、把握ができた範囲で、7月27日時点の情報に基づき作成したものです。  
今後の事態の推移等によっては、状況が変わりうることに留意願います。

第12回原子力損害賠償紛争審査会提出資料

平成23年7月29日

**農林水産省**

## 1 牛肉等から放射性セシウムが検出された経緯等

### 3月

- 11日 原発事故発生（3km圏内の避難指示等）
- 12日 水素爆発（20km圏内の避難指示等）  
原子力安全・保安院からIAEAに通報（レベル4）
- 17日 食品に関する暫定規制値を設定
- 19日 福島県が、福島県内の農場から採取した原乳から暫定規制値を超える放射性物質を検出した旨を発表。

### 農林水産省から東北・関東の各県に対し通知

別紙1

大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域において、事故後に刈り取った乾牧草の給与や放牧等を制限。

- 21日 原子力災害対策特別措置法に基づく初の出荷制限指示  
（福島県産の原乳、福島県、茨城県、栃木県、群馬県産の  
ハウレンソウ及びカキナ）  
以後、野菜、水産物等について累次の出荷制限指示。
- 22日 19日付の農林水産省通知を受け、福島県は関係団体に事故後に刈り取った乾牧草の給与や放牧等を制限するよう通知を发出。  
29日には、農業技術情報（第5報）をホームページに掲載し周知。事故発生前に刈り取った飼料で、倉庫など屋内で保管された飼料を利用し、開放された保管場所では、乾草や稲わら等をシートで覆うなどして保管すること等を農家等に指導。別紙2
- 24日 東京電力福島第一原発の半径20～30km圏内の屋内退避指示

### 4月

- 8日 福島県の一部地域で原乳の出荷制限が解除  
その後、原乳について累次の出荷制限解除  
10日には茨城県産の原乳について出荷制限が解除
- 11日 原子力損害賠償紛争審査会設置
- 12日 原子力安全・保安院が本件事故を暫定評価（レベル7）
- 14日 農林水産省が東北・関東の各県に対し通知  
粗飼料の放射性物質の暫定許容値を設定 別紙3

#### <粗飼料中の放射性物質の目安>

	放射性セシウム	放射性ヨウ素
乳用牛	300Bq/kg	70Bq/kg
肉用牛	300Bq/kg	農産物の出荷制限 地域以外で生産
その他の牛用	5000Bq/kg	

○ 2 2 日 農林水産省から東北・関東の各県に対し通知 別紙 4  
暫定許容値を上回る地域の粗飼料の早期刈取り及び保管等を指導。

6月  
○ 8 日 農林水産省から東北・関東の各県に対し通知 別紙 5  
保管牧草等について、放射性物質の濃度に応じ、牛への給与の制限、処分方法等を指導。

7月  
○ 8 日 東京都の検査の結果、福島県産(南相馬市)の牛肉(と畜後)から暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウムを検出。当該牛肉(11頭分)については、全てと畜場に留めおかれ、市場には一切流通していないことを確認。  
しかし、原発事故以降、当該農場からは6頭が出荷・と畜されており、そのうち入手ができた3頭の牛肉について検査したところ暫定基準値を超過。

福島県が南相馬市に対して、食用に供する牛の移動・出荷自粛要請。また、県内全肉用牛農家を対象に飼養管理状況の再点検を実施。

厚生労働省は、保健所を通じて、暫定許容値を超える稲わらを給与した疑いのある農家から出荷された牛の肉を検査するよう指示。

○ 9 日 農林水産省から東北・関東の各県に対し再通知 別紙 6  
これまで発出した関連通知に沿った家畜の適正な飼養管理に係る指導の再周知。

○ 1 3 日 農林水産省から各都道府県に対し通知 別紙 7  
計画的避難区域又は緊急時避難準備区域から各都道府県に移動した家畜について、移動及びと畜場への出荷を自粛するよう、飼養者に指導。

○ 1 4 日他 福島県以外においても、汚染された稲わらを肉用牛に給与したことが判明、又は牛肉からセシウムを検出。各都道府県は暫定許容値を超える汚染稲わらを給与した農家に対して出荷自粛を要請。

また、JA全農みやぎやJA栃木中央会等の生産者団体が、県庁と相談の上、検査態勢が整備されるまでの間、出荷を自粛。

別紙 8  
別紙 9

○ 1 5 日 農林水産省から東北・関東の各県に対し通知 別紙 10  
原発事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等を飼料及び敷料として利用、販売・譲渡等を行わないよう指導。

○ 19日 原災本部による福島県産牛の移動・出荷制限指示 別紙 1 1

農林水産省から各都道府県に対し調査 別紙 1 2  
全国の稲作農家等を対象に稲わら等の供給状況の調査を依頼。  
この結果、宮城県等複数の県から汚染された稲わらが県境を越えて流通し、複数の県で牛に給与されている実態が判明。

○ 23日 農林水産省から東北・関東の各県に対し通知 別紙 1 3  
牛以外の家畜に対する飼養管理状況の調査を依頼し、飼養管理が適正でない場合、家畜の移動・出荷を自粛するよう指導。

#### < 7月26日現在の状況 >

計16道県\*の計170農家において、汚染された稲わらが給与されたことを確認。これらの農家からの出荷頭数は2,965頭で、そのうち、トレサビリティシステムを活用し、流通段階で捕捉できた393頭分を検査したところ、うち31頭が暫定規制値を超過。

\*北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、静岡県、岐阜県、三重県、島根県

※ なお、事故発生直後、牛の飼料等について、その大半を輸入しているが、主要輸入港が地震による被災により長期にわたり機能を喪失していたことや、原発事故以後、穀物輸入船が放射能汚染を忌避して入港を拒否する事例（いわゆる抜港問題）や輸送力の悪化等もあり、目の前で生きている牛の餌をいかに確保するかは、農家にとって、きわめて切実な問題であった。

## **2 東京電力福島第一原発事故に起因する畜産物への被害を軽減するための国や県の取組の状況**

国や県は東京電力福島第1原発の水素爆発等により広く大気中に放出された放射性物質による畜産物等への被害を軽減するため、その時点で入手できた情報を基に、例えば以下のような被害を軽減するための予防的措置を取ってきたところ。

この結果、原乳の出荷制限指示は福島県及び茨城県で留まったほか、4月以降には両県における原乳の出荷制限指示は順次解除されてきており、このような取組に一定の効果があったものと考えられる。

また、7月8日に汚染牛肉・稲わら問題が明らかになったため、国等は原因の調査を緊急に行うとともに、直ちに汚染牛肉・稲わらの流通防止や原発事故に起因する被害の拡大抑止の対応を行ったところ。

(1) 3月19日に、農林水産省から東北・関東の16都県に対して、大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域において、事故後に刈り取った乾牧草の給与や放牧を制限する通知を发出。

この通知を受け、福島県は、3月22日に県内関係機関・団体に通知するとともに、3月29日に、家畜の飼料については、原発事故の発生前に刈り取った飼料で、倉庫など屋内で保管された飼料を利用し、解放された保管場所では、乾草や稲わら等をシートで覆うなどして保管するよう指導する農業技術情報を发出。

- (2) 4月14日に、農林水産省から東北・関東の16都県各県に対して、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等を通知。
- (3) 4月22日に、農林水産省から東北・関東の各県に対して、調査結果が暫定許容値を上回る地域の粗飼料の早期刈取り及び適切な保管等を指導。
- (4) 6月8日に、農林水産省から東北・関東の16都県に対して、保管牧草等について、放射性物質の濃度に応じ、牛への給与の制限、処分方法等を指導。
- (5) 7月9日に、農林水産省から東北・関東の16都県に対し、これまで発出した関連通知に沿った家畜の適正な飼養管理に係る指導の再周知。
- (6) 7月13日に、農林水産省から各都道府県に対して、当面の間、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域から各都道府県に移動した家畜について、移動及びと畜場への出荷を自粛するよう、飼養者に指導を要請。
- (7) 7月15日に、農林水産省から東北・関東の16都県に対して、原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等を飼料及び敷料として利用、販売・譲渡等を行わないよう指導。
- (8) 7月19日に、農林水産省から全国の都道府県に対し、東北・関東の地域で原発事故以降に収集された稲わら等の飼料又は敷料としての利用状況の調査を要請。
- (9) 7月25日に、農林水産省から各都道府県に対して、東北及び関東甲信越の17都県で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥について、当分の間、その施用・生産・流通を自粛するよう、農家及び関係業者に指導を依頼。 別紙14

### **3 損害の発生状況**

- (1) 政府等による出荷制限指示等に係る損害について

① 出荷制限指示等に係る損害について

(i) 政府による出荷制限指示

7月19日 原災法に基づき原子力対策本部から福島県に対して牛の移動・出荷の停止を指示。

7月21日 農林水産省は、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域から各都道府県に移動した家畜について、移動及び出荷を自粛するよう、飼養者への指導を依頼。

(ii) 地方公共団体による出荷自粛要請

8日以降 16都県が、暫定許容値を超える汚染稲わらの給与が判明した農家等に対して出荷自粛要請 別紙15

(iii) 生産者団体による出荷自粛要請

J A 栃木中央会、J A 全農みやぎが、県と対応を相談の上、検査態勢が整備されるまでの間、出荷自粛することを決定。

このほか、岩手県内の生産者団体等が出荷を自粛。

出荷制限指示等により、畜産物の出荷の断念を余儀なくされ、減収が発生したほか、家畜の飼養を継続するための管理費等の追加的費用（餌代等）が発生。

加工業者において、放射性セシウムで汚染された恐れのある食肉加工品の納入・出荷停止等を行ったことによる減収が発生したほか、回収、保管、廃棄等に伴う追加的費用が発生。

② 畜産農家へ稲わら等を供給する耕種農家等の損害について

上述の3月19日付、4月14日付、7月15日付等の一連の農林水産省による飼料給与等にかかる制限により、畜産農家に稲わらを供給していた耕種農家や飼料販売業者において、販売断念により損害が発生。

また、ほ場に置かれている放射性物質の付着した稲わら等の処分に係る追加的費用が発生。

③ 東北、関東甲信越、静岡県における堆肥等の施用・生産・流通の自粛に係る損害について

7月25日の通知により、堆肥等の施用・生産・流通を自粛するよう、堆肥を使用する耕種農家等や堆肥原料を供給する畜産農家及び関係業者等への指導を依頼。

これは、放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥及び原発周辺県の植物性堆肥原料やこれらを原料とする堆肥についても放射性物質による汚染の可能性があることから、今後生産される農産物の安全を確保するための措置。

農家及び関係業者において、事故発生後に17都県で生じた堆肥等の施用・販売等の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じることに加え、代替堆肥等の購入費用や家畜排せつ物等の管理及び処分費用等の追加的費用が発生。

④ 民間団体等による支援対策に係る損害について

7月26日、農林水産省では、本事案に関連して、以下の取組を公表。別紙16

- (i) 放射性セシウムに汚染された稲わらが給与されたことにより暫定規制値を超過した牛肉について、事業実施主体(民間団体)が買い上げ焼却。
- (ii) 価格が低下したり、出荷が制限されている肉用牛肥育農家に対し、事業実施主体から一定額を損害賠償の立て替え払いとして交付。
- (iii) 稲わら等の不足が懸念される畜産農家に対し、事業実施主体が代替飼料を現物供給。

## < 損害賠償の請求 >

損害を事業実施主体が被害者に代わり請求。

### (2) いわゆる風評被害について

#### ① 風評被害の周辺県への広がり

7月8日以降の牛肉価格の動向を見ると、放射性セシウムで汚染された可能性のある稲わらの流通が確認された等の17道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、静岡県、岐阜県、新潟県、三重県及び島根県）において取引価格の下落及び取引数量の減少があることが確認された。また、キャンセルや取引拒否などが発生していることも確認された。

各県産牛肉(去勢A4)の価格低下の状況 (いずれも1kg当たりの価格)			
北海道※	1,698→1,349円 (最大21%下落)	茨城県※	1,563→868円 (最大44%下落)
青森県※	1,550→1,105円 (最大28%下落)	千葉県	1,586→788円 (最大50%下落)
岩手県※	1,870→554円 (最大70%下落)	群馬県※	1,561→467円 (最大70%下落)
宮城県※	1,615→556円 (最大66%下落)	埼玉県※	1,550→525円 (最大66%下落)
秋田県※	1,575→734円 (最大53%下落)	静岡県※	1,614→1,300円 (最大19%下落)
山形県※	1,613→630円 (最大61%下落)	岐阜県※	1,762→1,397円 (最大21%下落)
福島県※	1,229→401円 (最大67%下落)	新潟県※	1,690→1,600円 (最大5%下落)
栃木県※	1,581→465円 (最大71%下落)	三重県※	1,696→1,640円 (最大3%下落)
		島根県※	1,581→1,450円 (最大8%下落)

- ・ 下線は、牛肉から暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出された県。※は汚染稲わらが流通した県。
- ・ 東京市場における7月1日～7日の平均価格と22日までの最低価格を比較。
- ・ 千葉県では、セシウムによる汚染が懸念される稲わらが流通（検査結果は暫定許容値を下回った）。また、牧草で暫定許容値を超える値が検出されたため飼料の利用制限を行っていた。
- ・ 新潟県、三重県、島根県の価格については、出荷制限・自粛等の影響により、取引量が極端に少なくなり、価格の下落幅が大きくならなかったと考えられる。

東京市場以外の市場については、全国の主要市場ごとの取引状況を見てみると、7月8日以降、仙台市場や埼玉市場等東北・関東の市場においては、東京市場と同様に価格の下落が見られたが、大阪市場など西日本の市場においては、東北・関東の市場ほど大幅な価格の下落が見られていない。

しかしながら、セシウムの暫定規制値を超えた牛肉に係る問題は、いまだ完全に収束していないことから、今後、上記以外の地域においても風評被害が発生することが考えられる。

また、取引価格の低下等がみられた地域においては、取引先の要求等に応じるための検査体制を整備しており、生産者団体及び地方公共団体等において検査費用が発生していることが確認された。

#### ② 加工・流通業者等における損害

上記①で価格の下落が認められた県産牛肉に関して、加工・流通業者等に、以下のような損害(風評被害・間接被害等)が発生している。

- ( i ) 加工・流通業者：仕入れた食肉の不良在庫化、販売価格低下等による減収及び保管・処分費用
- ( ii ) と畜場：と畜手数料収入減少、返品、暫定基準値を超える枝肉の保管・処分費用
- ( iii ) 解体処理業者：と畜数の減少による収入減少

別紙 17 ~ 21

③ 牛肉の風評被害を検証する上で特に留意すべき事項

( i ) 牛肉の産地表示

国産牛肉については、「国産」との表示で足り、都道府県名表示の義務はないが、「国産」表示に替えて、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名等を原産地として記載でき、「〇〇県産牛肉」との表示もできる。

松阪牛や米沢牛のような銘柄牛を除けば、ブランドの観点からも「〇〇県産牛肉」といった表示が一般的である。このため、県内の一部地域に出荷制限・出荷自粛要請が出された場合は消費者は県域全体の牛肉を忌避する傾向になりやすく、スーパーや小売では他地域産の販売を行わざるを得ない状況が発生している。

( ii ) 牛トレサビリティ情報

牛については、牛トレサビリティシステムにより、いつでも誰でも個体識別番号をキーにして生産地や飼育場所を容易に確認できるため、スーパーや小売店では、稲わら等からの暫定規制値を超えるセシウムが検出された県域の牛肉の取扱を控える動きが出ている。事実、個体識別番号から牛の生産履歴を確認することができる独立行政法人家畜改良センターのHPには、アクセスが殺到している状況である。同センターのHPへのアクセス件数は、今回の問題が発生する前は一日平均約13万件であったが、問題発生後は20万件を超える日もあるなど、消費者等の牛の生産履歴に対する問題発生後、急激に関心が高くなっている。

また、牛トレサビリティシステムを利用した産地情報は、焼肉店などの外食業界においても広く提供されており、同様の理由で他地域産の牛肉を選択せざるを得ない状況が発生している。